別紙２

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について

○一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキル

アップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新

研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。

※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和５年度末までに更新研修の受講が必要

○分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全

分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

○このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒８年に緩和するとともに、基礎研修受講時点

において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

※新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等と

しての配置を認める経過措置。



